

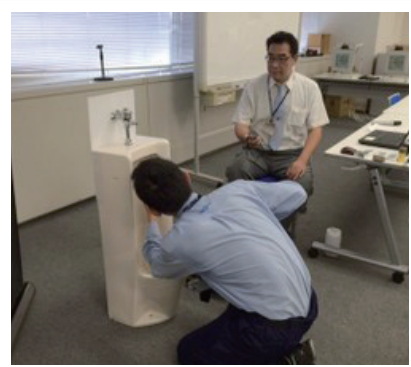
トイレ診断士達のブログ!! 特選集

2014年9月16日掲載

輝け! 未来のトイレ診断士!

トイレ診断士達のブログをご覧のみなさま! こんにちは! (´▽`) /香林です。
13日(土)14日(日)15日(月)の3日間、第18回 厚生労働省認定社内検定 トイレ診断士1級・2級の講義&試験でした。
(注:2014年)

学科・実技の講義を終え、いよいよ試験



2級【小便器の診断】の風景です。

日当日、受験者の方々の緊張がひしひしと伝わって来ました!

試験風景の写真はさすがに撮影できませんが、今回、実技の講義風景の写真をご紹介いたします! まずは2級から!!

トイレ診断士ひとりひとりで、診断の手順や、基準が違ってしまうのは問題です。実技では、(なぜ、この手順でやらなければいけないのか?)を理解した上で、診断が出来るように徹底して覚えませう!!

続いて、1級です!

自動機の仕組みを理解し、不具合に対して、その原因を考えられるようにしていきます。

紹介はほんの一部ですが、他にも、2級では診断機器を使用し、換気回数の測定や臭気の測定を行い、1級では内視鏡を使用した、排水管内の診断を学びます!

日々トイレで戦うトイレ診断士たちの日常を、時にはまじめに、時にはおかしく綴った「トイレ診断士達のブログ」。特に人気の高い記事をかわや版でもお届けします。

<http://www.toireshindan.com>



1級【自動機の診断】の風景です。

学科では、トイレ診断の作業手順や、診断器具、トイレに関する法律、汚れの種類について、診断について、作業報告書の作成について幅広く学んでいきます。

可否の発表はまだ先ですが、可否関係なく、学んだことを実現場に活かして頂きたいです!

講師もパワーアップしていきます!

有事のときに役立つ! 「水のう」

Toilet Topics



今年7月、西日本の広い地域を襲った豪雨。多数の犠牲者を出し、1万人もの方が避難を余儀なくされました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

今後も起こる可能性のある豪雨災害。短時間に集中的に雨が降った場合、下水管の急激な水位の増加により下水が逆流し、トイレや風呂場、洗濯機の排水口などから水が吹き出ることがあります。国土交通省の発行している「家庭で役立つ防災」では、下水の逆流を防ぐ方法として、ビニール袋に水を入れた「水のう」を紹介しています。

「下水の逆流を水のうで防ぐ」



水のうの作り方

45リットルなど、大き目の袋の半分くらいに水を入れる。
残りの空気を抜いて口を硬く縛る。
2枚重ねにすれば更に安心です。

※2階以上の排水箇所も逆流する場合があります。忘れずに対処しましょう。
※使用後、水のうとして使用したビニール袋はトイレに流さないようご注意ください。

参考 国土交通省 家庭で役立つ防災
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/pdf/bousai.pdf>

編集後記

この編集後記を書いている7月末現在、熱中症関連のニュースが報道されない日がないほどです。ある調査によると、家の中で熱中症が発生しやすいのは、1位がリビング、2位が寝室、3位がトイレだそうです。トイレは空調設備がないため、高温多湿になりやすく、自宅であればドアを少し開けておくなどの対策ができるとのこと。今年は残暑も厳しい予報です。トイレでの熱中症にも十分お気をつけください。

information!

毎日の暮らしを彩るライフスタイルメディア『ENAKA』に、トイレ診断士が取材を受けた記事が掲載されました。トイレのニオイの原因と対策がわかりやすくまとめられています。ぜひご覧ください。
<http://osouji.tokyu-bell.jp/category/living/1476>



トイレを楽しくする新聞

かわや版

KAWAYABAN

2018 秋号
Vol.74

「だれでもトイレ」は誰でも使える?

特集 多機能トイレの利用と管理



「だれでもトイレ」「みんなのトイレ」「多目的トイレ」…。近年、名前は違えど、様々な施設で車いすやオストメイト、子ども連れなどが利用できる「多機能トイレ」が整備されています。その多機能トイレ、本当に使いたい人が使えているのでしょうか? 今回は、多機能トイレの利用と管理について考えてみたいと思います。

車椅子トイレの誕生

1990年代までは、各都道府県の条例などにより「車椅子利用者用のトイレ」という概念が生まれ、専用の広いスペースのトイレブースが整備されたものの、「数が少ない」「鍵がかかっていて使えない」「掃除用具入れにされる」…など、車椅子利用者に対する理解も十分ではありませんでした。1994年に通称「ハートビル法※1」が施行され、学校、病院、デパートなど、不特定多数の人が利用する施設に対しては車椅子でも利用できる広いブースの設置基準が示されました。

「車椅子」トイレから「多機能」トイレへ

2000年の交通バリアフリー法(2006年ハートビル法

と統合されバリアフリー新法となる)以降、もともと「車椅子用トイレ」として誕生した広いトイレブースの中に、オストメイト用流しやおむつ替えシート、介助のためのベッドなど様々な機能が詰め込まれるようになりました。多機能トイレの多くが男女兼用であることから、異性介助、LGBTの方も利用するなど、多機能トイレが様々なニーズを一手に引き受けて、利用が集中してしまうという新たな問題が発生しました。

「機能分散」という考え方

解決策として近年注目されているのが「機能分散」という考え方です。例えば、多機能トイレの中にあつたオムツ替えシートやベビーシートを男女別の一般トイレの広めのブースに配置した

り、階によって車椅子用、オストメイト用など、利用できる機能を分散させるという考え方です。広さや改装予算などの制約はあるものの、大型の商業施設などではこうした事例が広がっています。

「だれでもトイレ」は誰でも使える?

とは言っても、一般的なトイレ利用者の約半数の人が「多機能トイレが空いていれば使う」という調査結果※2もあり、これでは多機能トイレしか使えない人が長時間待たされるという事態に変わりはありません。これは「だれでもトイレ」「みんなのトイレ」という名称も誤解を与える要因と考えられます。「だれでも使っている」と思われがちですが、これはもともと「一般トイレを使えない人なら『だれでも』」ということを意味しています。数少ない多機能トイレしか使えない人がいるということを、少し

でも多くの人が認識することが必要です。

多機能トイレの管理者ができること

多機能トイレを管理する側としても、多機能トイレの入り口に「どなたでもご利用できます」などと記載するのは控え、「多機能トイレしか使えない方がいます。一般トイレを使える方はそちらへ…」という趣旨の掲示をするなど、啓発に務める必要があるのではないのでしょうか。次ページに国土交通省の発行した多機能トイレの利用マナー向上に関するパンフレットを掲載しています。このままトイレに掲示するなど、多目的トイレ利用のマナー向上のために役立ていただければと思います。



※1 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
※2 2015年3月「しらべえ」調べ



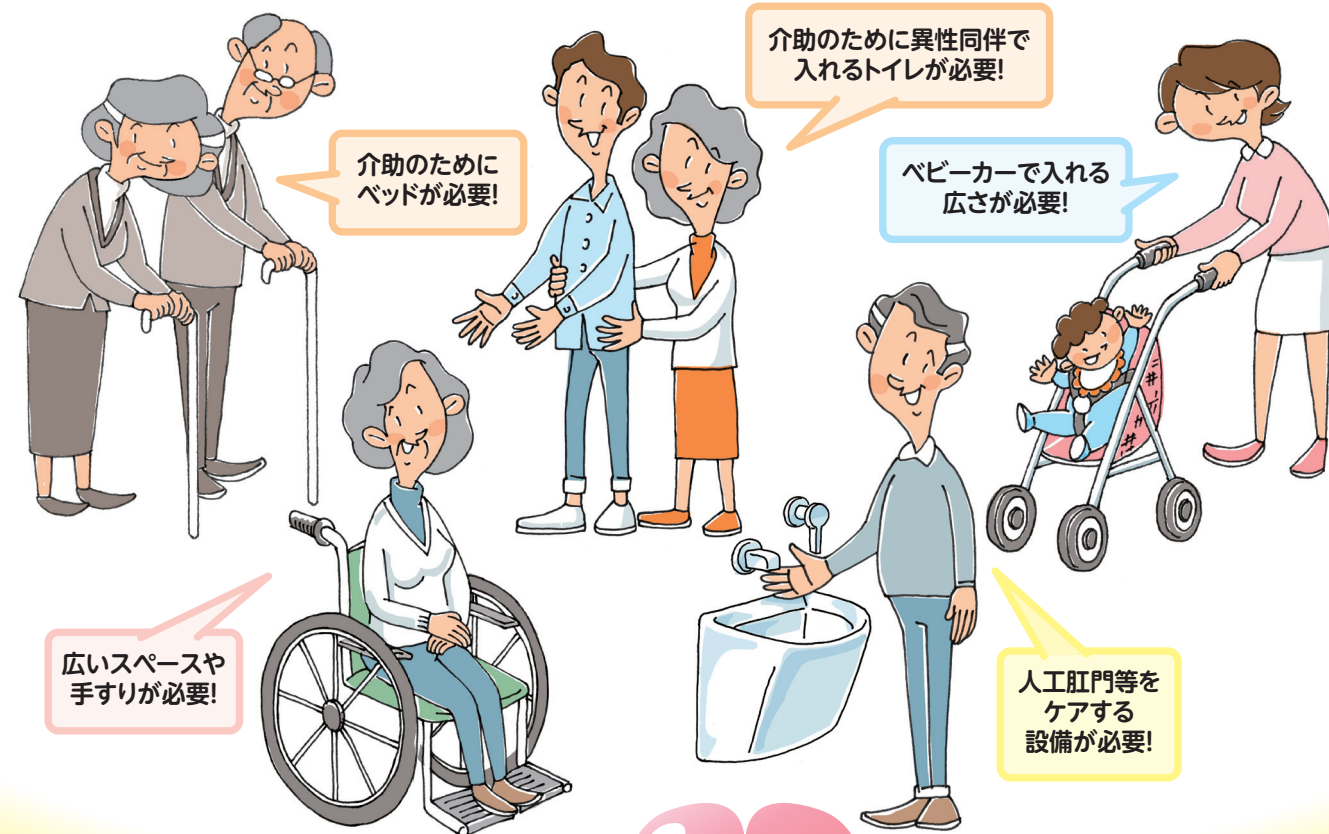
ベビーベッド、着替え台、オストメイト用流しなど、多様な機能が詰め込まれた多機能トイレ



本当に「どなたでも」使える?

一般トイレを利用できる方が、多機能トイレを長時間利用することは控えましょう!

多機能トイレしか使えない人達があります。



思いやりの心を持って
トイレを利用しましょう!



- 多機能トイレが使用中だと、他に使えるトイレがなく
て待つことになります。
- トイレ内の閉ボタンを押してから外に出てしまうと、
施錠されてしまいます。



- おむつ替えシートがたたまれていないと、車椅子使用者は自分で出入りできないことがあります。

多機能トイレ

一般トイレ付近にある男女共用トイレで、いろいろな設備を備えており、真にその設備を必要とする方の利用が優先になります。

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課

**多機能トイレにある設備は
このように使われています。**



**設備を必要とする、さまざまな方が利用します。
お互いを思いやる心を持って利用しましょう。**

発行：国土交通省総合政策局安心生活政策課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 電話 03-5253-8111